破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１２号

岡山県津山市院庄262番地　院庄住宅８号、前住所岡山県津山市平福523番地１
債務者　甲斐　紀子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯綱　浩二
4　破産債権の届出期間　平成28年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１６号

静岡県菊川市高橋3695番地の37
債務者　瀬尾三十美
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　吉希
4　破産債権の届出期間　平成28年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号

静岡県浜松市中区富塚町4344番地の１
債務者　小澤　　昇
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　劒持　友浩
4　破産債権の届出期間　平成28年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月29日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４９号

長野県松本市大字島立2237番地41
債務者　倉田　静子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　悠子
4　破産債権の届出期間　平成28年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２１号

富山県砺波市石丸208番地２
債務者　石崎美津子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入江　佑典
4　破産債権の届出期間　平成28年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月７日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１３３号

静岡県浜松市中区鴨江３―41―５レオパレス鴨江Ｂ201、住民票上の住所静岡県袋井市東同笠794番地
債務者　阿部　勝樹
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　崇史
4　破産債権の届出期間　平成28年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３４９号

東京都昭島市拝島町３丁目12番８―814号
債務者　正田　敏則
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　真明
4　破産債権の届出期間　平成28年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月13日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９３号

岐阜県羽島郡笠松町田代701番地の２、前住所岐阜市柳津町東塚１丁目66番地２
債務者　共同ハウスこと　藤本　辰造
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
4　破産債権の届出期間　平成28年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月15日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９５号

岐阜県羽島郡笠松町田代701番地の２、前住所岐阜市柳津町東塚１丁目66番地２
債務者　藤本　弘子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
4　破産債権の届出期間　平成28年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月15日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７２４号

神奈川県三浦郡葉山町堀内375番地の１　グレードⅠ葉山205、旧住所神奈川県鎌倉市坂ノ下27番22号　パークハイツ鎌倉101
債務者　中井　一枝
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野木　大輔
4　破産債権の届出期間　平成28年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２５号

神奈川県三浦郡葉山町堀内375番地の１　グレードⅠ葉山205、旧住所神奈川県鎌倉市坂ノ下27番22号　パークハイツ鎌倉101
債務者　中井　宏和
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野木　大輔
4　破産債権の届出期間　平成28年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７５６号

神奈川県横浜市神奈川区松ケ丘84―１―201
債務者　宍戸　孝行
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　幹晴
4　破産債権の届出期間　平成28年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５６号

神戸市北区有野台１丁目６番地　Ａ４棟104号
債務者　須田　　巖
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳田　栄二
4　破産債権の届出期間　平成28年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月27日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部